

関税割当注意事項第1号
2023年02月07日 第20号
令和5年3月7日
経済産業省

2023年度のメキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当申請書並びに関税割当証明書の取扱い等について

2023年度のメキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当について（以下「メキシコ公表」という。）第13の規定に基づき、2023年度のメキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当申請書並びに関税割当証明書の取扱い等について（以下「メキシコ注意事項」という。）、下記のとおり定める。

なお、本メキシコ注意事項に変更等が生ずる場合には、ホームページ等によりお知らせする。

記

申請、届出及び再発給等にあたっては、提出すべき書類に加えて、本人確認のため、社員証の提示等を求める。（メキシコ公表 第14 2 身分確認について」及び「メキシコ注意事項 第7 その他（2）身分確認について」）

1 証明書の分割（申請）

(1) 原則、証明書の分割は行わない。証明書の分割を必要としないNACCSシステムを活用すること。

ただし、NACCSシステムの不具合等により関税割当証明書の分割を必要とすることが確認できる場合に限り、関税割当証明書の分割を行う。

(2) 証明書の分割を申請しようとする者は、次の書類をメキシコ公表第5の発給窓口（以下「発給窓口」という。）に提出しなければならない。

- ① 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4） 1通
- ② 関税割当証明書（原証明書） 原本1通
- ③ 関税割当返納確認書（メキシコ公表様式第1） 2通

2 証明書の名義変更（申請）

名義変更は、以下に掲げる場合にできることとし、その手続は次に定めるところによる。

なお、証明書の名義変更の承認は、提出された書類から判断して、正当な手続を経て適法に行われていることが確認できる場合に限り行う。

(1) 法人の名義変更の場合（合併、会社分割、事業譲渡・譲受に係るもの）

証明書の「申請者氏名（名称）」欄に記載されている法人の商号又は屋号、その他名称に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を、発給窓口に提出しなければならない。

- ① 関税割当証明書内容変更申請書（メキシコ注意事項様式第1） 2通

なお、当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、関税割当証明書内容変更届出書（メキシコ注意事項様式第1） 1通

② 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通

なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

④ 法人の印鑑証明書 原本1通（印鑑も変更になった場合のみ）（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

(2) 個人事業者の名義変更の場合（相続に係るものを除く。）

証明書に記載されている個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他名称に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を、発給窓口に提出しなければならない。

① 関税割当証明書内容変更申請書（メキシコ注意事項様式第1） 2通

なお、当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、関税割当証明書内容変更届出書（メキシコ注意事項様式第1） 1通

② 関税割当証明書（名義を変更しようとするもの） 原本及びその写し 各1通

なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通

③ 名義変更を証する書類 1通

例：取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出書等の写し

なお、個人事業者から法人（代表権者は個人事業者名）への名義変更の場合は、次の書類

(イ) 「個人事業の（開）廃業等届出書」の控え※の原本1通（税務署の文書收受印があるもの）

(※) 控えの原本は、受付確認後返却する。

(ロ) 設立した法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

(ハ) 設立した法人の印鑑証明書 原本1通（変更後かつ申請日前1か月以内に交付されたもの）

(ニ) 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通

(3) 相続による名義変更の場合

被相続人（亡くなった方）が持っていた証明書を相続人が承継しようとする場合には、相続人は、相続後、次の書類を発給窓口に提出しなければならない。

ただし、法人への遺贈の場合には、原則として名義変更は認めない。

① 関税割当証明書内容変更申請書（メキシコ注意事項様式第1） 2通

なお、当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合も同様とする。

② 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通

なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通

③ 税務署に提出した「個人事業者の死亡届出書」又はその他の提出書類の控え※の原本1通（税務署の文書收受印があるもの）

(※) 控えの原本は、受付確認後返却する。

④ 申請者（相続人）の印鑑登録証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）

⑤ 未成年者登記事項証明書 原本1通（申請者（相続人）が未成年の場合で、申請日前1か月以内に交付されたもの）

(4) 合併による名義変更の場合

合併後の新法人が合併した旧法人の合併前の証明書を承継しようとする場合には、合併後の新法人の代表権者は、合併後、次の書類を、発給窓口に提出しなければならない。

- ① 関税割当証明書内容変更申請書（メキシコ注意事項様式第1） 2通
なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合は、関税割当証明書内容変更届出書（メキシコ注意事項様式第1） 1通
- ② 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通
なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通
- ③ 合併を決議したときの合併当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面） 写し1通
- ④ 合併契約書 写し1通
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書（ただし、合併後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書等）） 原本各1通（合併当事者全てのもので、申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第15条第2項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合 その写し 1通
- ⑦ 合併の当事者のいずれかに、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書 写し1通
- ⑧ 申請者（合併後の新法人）の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ⑨ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通

(5) 会社分割による名義変更の場合

会社分割後の新法人が分割を行った旧法人の分割前の証明書を承継しようとする場合には、分割後の新法人の代表権者は、分割後、次の書類を、発給窓口に提出しなければならない。

- ① 関税割当証明書内容変更申請書（メキシコ注意事項様式第1） 2通
なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、関税割当証明書内容変更届出書（メキシコ注意事項様式第1） 1通
- ② 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通
なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通
- ③ 会社分割の決議をしたときの分割当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面） 写し1通
- ④ 新設分割計画書又は吸収分割契約書 写し1通
- ⑤ 分割会社及び新設分割設立会社若しくは分割承継会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本各1通
- ⑥ 申請者（分割承継会社）の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ⑦ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通

(6) 事業譲渡・譲受による名義変更の場合（法人同士の場合に限る。）

事業を譲り受けた法人（以下「譲受法人」という。）が事業を譲渡した法人（以下「譲渡法人」という。）の証明書を承継しようとする場合には、譲受法人の代表権者は、事業譲受後、次の書類を、発給窓口に提出しなければならない。

- ① 関税割当証明書内容変更申請書（メキシコ注意事項様式第1） 2通
なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定

がある場合も同様とする。

- ② 関税割当証明書（名義変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通
なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通
- ③ 事業譲渡・譲受を決議したときの両当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録。合名会社、合資会社又は合同会社の場合には、社員の総意を証する書面） 写し1通
- ④ 事業譲渡・譲受契約書 写し1通
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書（ただし、事業譲渡後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書）） 原本各1通（両当事者のもので、申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ⑥ 独占禁止法第15条第2項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合 その写し1通
- ⑦ 譲渡法人が、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書 写し1通
- ⑧ 申請者（譲受法人）の印鑑証明書 原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）
- ⑨ 国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通

3 証明書の内容変更（届出）

証明書に記載された次の事項に変更があった場合には、その証明書の発給を受けた者は、変更後速やかに、次の書類を発給窓口に提出しなければならない。

届出該当事項：住所、電話番号、法人の代表者名（役職、氏名）

- (1) 関税割当証明書内容変更届出書（メキシコ注意事項様式第1） 2通
なお、当該年度に取得した証明書全てを既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には1通
- (2) 関税割当証明書（内容変更をしようとするもの） 原本及びその写し 各1通
なお、当該年度に取得した証明書を既に返納している場合で、この変更後も割当てを取得する予定がある場合には、返納の際に提出窓口から返却された返納確認書（受付印があるもの） 写し1通
- (3) 変更を証する書面
 - ① 法人の場合
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 原本1通
(住所又は代表者名が変更になった場合で、変更後かつ届出日前1か月以内に交付されたもの)
なお、登記簿に登記していない事務所を証明書の住所としている場合には、事務所建物の不動産登記事項証明書の原本又は賃貸契約書の写し 1通
 - ② 個人事業者の場合
住所変更通知等変更を証する書面 1通

4 証明書の再発給

- (1) 再発給は、証明書を紛失し又は汚損した場合であった者に対して、提出された書類から判断し、確認できる未使用の割当数量の範囲内において行う。
なお、再発給する証明書の有効期間は、当初の証明書の有効期間とする。
- (2) 証明書の再発給を依頼する者は、次の書類を、発給窓口に提出しなければならない。
 - ① 関税割当証明書再発給依頼書（様式任意） 1通（記載要領7参照）
 - ② 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
 - ③ 証明書を紛失した場合には、次の書類を提出すること。

- (イ) 発給を受けた割当数量から既に使用した割当数量を差し引いた未使用の割当数量を確認できる書面 1通
- (ロ) 紛失した証明書の写しがある場合には、その写し 1通
- (ハ) 紛失した証明書で通関した輸入許可通知書等の写し 1通
- ④ 証明書を汚損した場合には、その汚損した証明書の原本
- (3) 経済産業省は、証明書の再発給により無効となる原証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公告する。
- なお、再発給日は、公告の日以降とする。

5 証明書の無効

- (1) その他、メキシコ注意事項の規定に基づく各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要かつ重要な事実を告げなかった者若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠つた者に対して、証明書の発給を行わないことがある。また、既発給の証明書については、発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求めることがある。
- (2) 上記（1）により、証明書を無効とする場合には、その証明書の証明書番号、割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所、法人番号、割当年月日、有効期間の満了日並びに割当物品名について、『経済産業公報』及び『JETRO通商弘報』において公表する場合がある。

6 追加資料の提出

受付後の審査に当たって、メキシコ注意事項に定められた提出すべき書類以外の書類が必要となった場合には、経済産業省は、申請者に対して追加書類の提出及び説明を求めることがある。

7 その他

- (1) メキシコ公表第14の1に掲げる場合とは以下のとおりである。
- 分割、名義変更（相続及び事業譲渡・譲受の場合を除く。）、内容変更及び再発給の申請及び届出は、代理申請を認める。その際、委任者自身が自署で作成したメキシコ注意事項に定める提出日前1か月以内に発行した「委任状（代理人用）」（メキシコ注意事項様式第3）を提出すること。
- なお、全体をタイプ等使用（委任者が法人の場合には、委任者欄のみゴム印使用は可）で作成した委任状による申請は、受理しない。
- (2) 身分確認について
- 申請時等には、本人確認のため、次の①から⑨までの書類（住所及び氏名が記載されているものに限る。）のいずれか一つの提示を求める。ただし、申請者が法人であって代表権者以外の者が申請書類を持参した場合には、その者が当該法人の従業員であることが確認できる①又は②（社名が確認できるものに限る。）の書類のいずれか一つの提示又は提出、①又は②がない場合は従業員証明書（メキシコ注意事項様式第4）に限る。日付の記載がない従業員証明書については受理しない。）の提出とともに、③から⑨までの書類のいずれか一つの提示を求める。（名刺は不可）
- ①社員証（又は、代表権者が提出日前1か月以内に発行した従業員である旨を証する書類（注意事項様式第4）） ②各種健康保険証 ③運転免許証 ④各種年金手帳 ⑤各種福祉手帳 ⑥住民基本台帳カード（写真入りのものに限る。） ⑦外国人登録証明書又は在留カード ⑧旅券（パスポート） ⑨個人番号カード
- (3) 提出書類の保存
- メキシコ注意事項の規定に基づき、各種申請等で写しを提出した場合には、提出した日の翌日から

5年間、当該書類の原本を保存しなければならない。

(4) 申請書等の記載要領については、【別記】のとおりとする。

【別記】

申請書等の記載要領

1 各種様式

- (1) 省令で定める次の様式は、当省の関税割当ホームページ
(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_kuensan2_2023.html)
から入手したものを使用すること。
なお、省令様式は申請者が独自に作成した様式では、申請を受理しない。
① 関税割当申請書（省令様式第1）（表面右上「原産地」欄に「メキシコ合衆国」、「根拠法規」欄に「経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条」と明記されていないものは、申請を受理しない。）
② 関税割当証明書分割申請書（省令様式第4）（表面右上「原産地」欄に「メキシコ合衆国」、「根拠法規」欄に「経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第4条」と明記されていないものは、申請を受理しない。）
(2) メキシコ公表及びメキシコ注意事項で定める次の様式は、当省の関税割当ホームページ
(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_kuensan2_2023.html)
から入手できる。
なお、メキシコ公表、メキシコ注意事項の各様式は申請者が作成しても差し支えない。
① 関税割当返納確認書（メキシコ公表様式第1）
② 関税割当証明書内容変更（申請・届出）書（メキシコ注意事項様式第1）
③ 委任状（法人権限委任用）（メキシコ注意事項様式第2）
④ 委任状（代理人用）（メキシコ注意事項様式第3）
⑤ 代表権者が提出日前1か月以内に発行した従業員である旨を証する書類（メキシコ注意事項様式第4）

2 共通事項

- (1) 「申請者氏名（名称）」欄
① 法人にあっては、登記された商号（会社名）又は名称（団体名）を記載する。
② 個人事業者にあっては、個人事業者本人の名前を記載する。商号、屋号等を使用している場合は、それらも併記する。
- (2) 「申請者住所」欄
① 法人にあっては、登記された本店又は実際の営業所（輸入業務を行う）の住所を記載する。
② 個人事業者にあっては、印鑑登録証明書の住所を記載する。
- (3) 「法人番号」欄
申請者が法人である場合、法人番号指定通知書に基づき法人番号を記載する。
- (4) 「電話番号」欄
担当者の所属する部署の電話番号を記載する。日中に連絡がとれない場合等やむを得ない場合は携帯電話番号も可とする。
- (5) 「代表者名」欄
① 法人にあっては、次の記載例により、代表権を有する役員の印鑑証明書の役職名とともに記名する。

(記載例) 代表取締役 ○○○○

なお、代表権者から権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の名で申請する場合には、受任者が役職名とともに記名する。この場合、代表権者からの委任状が必要となるので、提出日前1か月以内に発行したメキシコ注意事項様式第2の「委任状（法人権限委任用）」又はそれに準じて作成した委任状を提出すること。

② 個人事業者にあっては、個人事業者本人が記名する。

(6) 「資格」欄

① 法人にあっては、「代表権者」と記載する。

なお、受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。

② 個人事業者にあっては、「本人」と記載する。

(7) 「申請年月日」欄

申請をする年月日を記載する。（記載例）○○年○○月○○日

3 関税割当申請書

(1) 「関税率表番号」欄には、次表の記載例により割当物品の関税率表番号を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
くえん酸及びくえん酸カルシウム	2918.14 2918.15-1

(2) 「品名」欄には、次表の記載例により割当物品の名称を記載する。

割 当 物 品	記 載 例
くえん酸及びくえん酸カルシウム	くえん酸及びくえん酸カルシウム

(3) 「数量及び単位」欄には、申請しようとする割当数量を、次表に掲げる単位を用いて、かつ、整数（小数点以下は切り捨てる。）により記載する。

割 当 物 品	単 位
くえん酸及びくえん酸カルシウム	kg

4 関税割当証明書分割申請書

(記載例)

※ ¹ 関税割当証明書番号	※ ² 割当数量の分割の内容				
	I	II	III	IV	V
2023MEX第100001号	500kg	1,700kg			
	VI	VII	VIII	IX	X
※ ³ 分割の理由	複数の税関で同時に割当物品を通関させるため。				

(※1) 「関税割当証明書番号」欄には、分割をしようとする元の証明書の証明書番号を記載する。

(※2) 「割当数量の分割の内容」欄には、申請時の割当数量の残量を分割した数（小数点以下も可）を記載する。

(※3) 「分割の理由」欄には、簡潔に分割の理由を記載する。

5 関税割当証明書内容変更申請書（様式の名称中「届出」の文字を二重線（=）で消して使用すること）

「証明書の番号」欄には、内容変更の申請をしようとする証明書の証明書番号を記載し、内容変更の種類に応じて、次により各欄に必要事項を記載する。

(1) 割当数量の変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
数量及び単位	※ ¹ 1,000kg	※ ² (空欄)
変更の理由	契約の変更により、輸入数量が減少するため。	

A 割当数量の現在残量	B 返納数量	C 今後の使用予定数量
※3 764.158kg	※4 264.158kg	※5 500kg

(※1) 割当数量（過去に変更されている場合には、変更後の割当数量）を記載する。

(※2) 何も記載しない。変更後の数量は経済産業省で印字する。

(※3) 申請時の割当数量の残量を記載する。

(※4) 今回返納することとなった数量を記載する。

(※5) 今後使用する予定数量を記載する。

(2) 名義変更（合併、会社分割、事業譲渡・譲受の場合を除く。）

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ※1 ○○○○	フリガナ ※2 △△△△
変更の理由	(例) 会社名を変更したため。	

(※1) 変更前の申請者名（現に関税割当てを受けている者）を記載する。

(※2) 変更後の会社名等を記載する。

(3) 相続による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ※1 ○○○○	フリガナ ※2 △△△△
変更の理由	(例) 相続により、この証明書を承継するため。	

(※1) 被相続人（現に関税割当てを受けていて亡くなった方）の氏名を記載する。

(※2) 相続人の氏名を記載する。

(4) 合併による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
申請者住所	○○○○	△△△△
代表者名	フリガナ (役職) □□□□ ○○○○	フリガナ (役職) □□□□ △△△△
電話番号	○○○○	△△△△
法人番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) 合併により、この証明書を承継するため。	

(※1) 合併前の旧法人（現に関税割当てを受けている者）の名称、住所、代表者名、

電話番号、法人番号を記載する。

(※2) 合併後の新法人の名称、住所、代表者名とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

(※3) 役職も併せて記載する。

(5) 会社分割による名義変更

(記載例)

内容変更の事項	※1 変更前	※2 変更後
申請者氏名（名称）	フリガナ ○○○○	フリガナ △△△△
申請者住所	○○○○	△△△△
代表者名	フリガナ (役職) □□□□ ○○○○	フリガナ (役職) □□□□ △△△△

電話番号 法人番号	○○○○ ○○○○	△△△△ △△△△
変更の理由	(例) 会社分割により、この証明書を承継するため。	

(※1) 会社分割前の旧法人（現に関税割当てを受けている者）の名称、住所、代表者名、

電話番号、法人番号を記載する。

(※2) 会社分割後の新法人の名称、住所、代表者名とそのフリガナ、電話番号、法人番号を

記載する。

(※3) 役職も併せて記載する。

(6) 事業譲渡・譲受による名義変更（法人の場合に限る。）

(記載例)

内容変更の事項	※ ¹ 変更前	※ ² 変更後
申請者氏名（名称） 申請者住所	フリガナ ○○○○ ○○○○	フリガナ △△△△ △△△△
代表者名 電話番号 法人番号	フリガナ (役職) □□□□ ○○○○ ○○○○ ○○○○	フリガナ (役職) □□□□ △△△△ △△△△ △△△△
変更の理由	(例) ○○の事業を譲り受けたことにより、この証明書を承継するため。	

(※1) 事業譲渡法人（現に関税割当てを受けている者）の名称、住所、代表者名、

電話番号、法人番号を記載する。

(※2) 事業譲受法人の名称、住所、代表者名とそのフリガナ、電話番号、法人番号を記載する。

(※3) 役職も併せて記載する。

6 関税割当証明書内容変更届出書（様式の名称中「申請」の文字を二重線（＝）で消して使用すること）

「証明書の番号」欄には、内容変更の届出をしようとする証明書の証明書番号を記載し、次の記載例により各欄に必要事項を記載する。

事務所の住所と電話番号が変更された場合には、次の記載例による。

(記載例)

内容変更の事項	変更前	変更後
申請者住所	○○○○	△△△△
電話番号	○○○○	△△△△
変更の理由	(例) 事務所を移転したため。	

7 関税割当証明書再発給依頼書

(1) 「再発給依頼書」の様式は、任意とするが、様式の大きさは、A列4番とし、次のa～1までの各項目を記載し、紛失した時の状況又は汚損した時の状況、割当てを受けた数量の使用状況等を説明し、証明書の再発給を依頼する文言を付して、記名する。

a 依頼者氏名（名称）、b 住所、c 依頼年月日、d 電話番号、e 紛失又は汚損した証明書の番号、f 法人番号、g 割当年月日、h 有効期間満了日、i 関税率表番号、j 割当物品名、k 当初の割当数量、l 現在までに使用した割当数量及び未使用の割当数量

(2) 再発給用の関税割当申請書（省令様式第1）1通を上記1から3により作成する。「数量及び単位」欄には、未使用の割当数量を記載する。

(以上)